

平成23年度 国民健康保険料の計算方法

【 医療分 】

	総所得金額 - 基礎控除額 33万円		所得割料率	
所得割	お父さん	3,500,000 円 - 33万円 = 3,170,000 円	×	8.75% = 277,375 円 (ア)
	お母さん	0 円 - 33万円 = 0 円	×	8.75% = 0 円 (ア)
	娘	550,000 円 - 33万円 = 220,000 円	×	8.75% = 19,250 円 (ア)
均等割	1人あたり	22,501円 ×	3人	= 67,503 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり25,264円			25,264 円 (ウ)

医療分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額51: 389,300 円 (100未満切捨て)

【 支援分 】

	総所得金額 - 基礎控除額 33万円		所得割料率	
所得割	お父さん	3,500,000 円 - 33万円 = 3,170,000 円	×	2.80% = 88,760 円 (ア)
	お母さん	0 円 - 33万円 = 0 円	×	2.80% = 0 円 (ア)
	娘	550,000 円 - 33万円 = 220,000 円	×	2.80% = 6,160 円 (ア)
均等割	1人あたり	6,914円 ×	3人	= 20,742 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり7,763円			7,763 円 (ウ)

支援分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額14: 123,400 円 (100未満切捨て)

【 介護分 】 40歳以上65歳未満の被保険者が対象

	総所得金額 - 基礎控除額 33万円		所得割料率	
所得割	お父さん	3,500,000 円 - 33万円 = 3,170,000 円	×	2.68% = 84,956 円 (ア)
	お母さん	0 円 - 33万円 = 0 円	×	2.68% = 0 円 (ア)
		0 円 - 33万円 = 0 円	×	2.68% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり	8,224円 ×	2人	= 16,792 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり6,789円			6,789 円 (ウ)

介護分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額12: 108,500 円 (100未満切捨て)

保険料の合計 + + 621,200 円

[例6] 4人家族

お父さんの所得350万円。55歳(40歳以上なので介護分あり)
お母さんの所得なし。専業主婦53歳(40歳以上なので介護分あり)
娘のアルバイト収入120万円。25歳。(40歳以下)
息子は就職をして会社の社会保険に加入。同居。24歳。

説明

給与収入120万円は所得55万円とります。(例4にて説明)
会社の社会保険に加入している息子は、同居していても
国民健康保険の計算には入れません。